

第44回宍粟市議会臨時会会議録（第1号）

---

招集年月日 平成23年10月20日（木曜日）

---

招集の場所 宍粟市役所議場

---

開 会 10月20日 午前9時30分宣告（第1日）

---

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 第 52号議案 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

追加日程第1 第52号議案 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 第 52号議案 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

追加日程第1 第52号議案 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

---

応 招 議 員（20名）

出 席 議 員（19名）

1 番 岸 本 義 明 議員	3 番 木 藤 幹 雄 議員
4 番 秋 田 裕 三 議員	5 番 東 豊 俊 議員
6 番 福 嶋 齊 議員	7 番 伊 藤 一 郎 議員
8 番 岩 路 昭 美 議員	9 番 藤 原 正 憲 議員
10 番 大 倉 澄 子 議員	11 番 實 友 勉 議員
12 番 高 山 政 信 議員	13 番 山 下 由 美 議員
14 番 岡 前 治 生 議員	15 番 山 根 昇 議員
16 番 小 林 健 志 議員	17 番 大 上 正 司 議員
18 番 西 本 諭 議員	19 番 岡 崎 久 和 議員
20 番 岡 田 初 雄 議員	

---

欠 席 議 員 ( 1 名)

2 番 寄 川 靖 宏 議員

---

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	畑 中 正 之 君	書	記 椴 谷 米 男 君
書	記 原 田 涉 君		

---

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 路 勝 君	副 市 長	岩 崎 良 樹 君
教 育 長	小 倉 庸 永 君	会 計 管 理 者	釜 田 道 夫 君
一宮市民局長	西 山 大 作 君	波賀市民局副局長	西 川 龍 君
千種市民局長	秋 武 賢 是 君	まちづくり推進部長	伊 藤 次 郎 君
総 務 部 長	清 水 弘 和 君	水 道 部 長	米 山 芳 博 君

(午前 9時30分 開会)

○議長(岡田初雄君) 皆さん、おはようございます。

御報告を申し上げます。

寄川靖宏議員より本日の本会議に欠席する旨の申し出がありましたので、御報告を申し上げます。

ただいまから、第44回宍粟市議会臨時会を開催いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第121条の規定に基づき、今期臨時会に説明員として出席通知のありました者の職氏名は、お手元に配付しております議長あての通知書写しのとおりであります。

報告2、本日、市長から議案1件が提出されております。

これにて報告を終わります。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(岡田初雄君) 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長より指名します。

5番、東豊俊議員、6番、福嶋齊議員、以上、両議員にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長(岡田初雄君) 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 第52号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第3、第52号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路勝君。

○市長(田路勝君) おはようございます。

朝夕、随分冷え込むようになりましたが、皆さんにはお元気で御参集をいただきまして、ありがとうございます。また、せんだっては議会報告ということで、それぞれ地域に出かけられて住民の意見をお聞きをいただいたり、またいろんな議会活動の報告されましたこと、敬意を表したいと思います。

昨日から行政懇談会を始めておりますが、またそれぞれの地域で御参加をいただければありがたく思います。

本日は1件だけの議案でございますが、急を要しますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

第52号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成15年度に施工いたしました特定環境保全公共下水道事業下宇原地区、第2工区の枝線工事において、宍粟市山崎町下宇原48番地2、朝田正成氏所有のブロック塀、土間コンクリート、玄関ポーチ及び犬走りにこの地盤改良工事に起因するクラックが生じました。その後、この損害の影響の範囲及び修復方法等について協議してまいりましたが、このたび、損害を与えた物件に係る修復費用として朝田氏に101万2,000円の賠償金を支払うことで協議が整いましたので、本件損害に係る和解と損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものであります。

御審議の上、決定いただきますよう、お願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） 何点かちょっと疑問点というか、わからないので教えていただきたいんですけども、この事故はいつ発生した事故でしょうか。三つあるんですが、一つ目、一つだけ。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君） 水道部が担当しておりますので、お答えさせていただきたいと思います。

この公共下水道工事は平成15年度の工事であります。その中でも朝田邸の家の前

を掘削しましたのが平成16年の5月ないし6月ぐらいの工事であります。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） 2点目、和解金額101万2,000円ということになっておりますが、朝田氏が受け取られる見込みの金額がこれでございますが、市が払うにいたしましても、今お聞きした平成16年5月から6月にかけての工事ということで、工事業者の責任の割合とかということは検討の中に入っておるのでしょうか。これが2点目。

○議長（岡田初雄君） 水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君） この工事の中で、いろいろと因果関係なり業者の瑕疵について検討いたしました。

一つは下水道施工業者の工事責任のところであります。考えられることにつきましては、下水道工事は設計書に基づきまして適正に施工されております。施工時のクラックにつきましては、当時請負業者が修理をしております。それと、工事引き渡し後、平成15年の工事で平成16年の7月30日に完成しております。その引き渡しより申し出が7年以上経過していることであります。このことから請負業者の施工上の瑕疵とは考えられないということで、市の判断で市が賠償するというようにしております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 秋田裕三議員にお願い申し添えたいと思いますが、質疑は3回となっておりますので、これで最後になりますので、しっかり質疑をお願いいたします。

○4番（秋田裕三君） わかりました。了解です。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） 3回目の質疑で終わりますが、7年経過ということで、その設計者の、あるいは工事のところの因果関係が明確にならない経過に相成ると、こう思います。その結果、責任をとって市が101万2,000円の支払いをするという経過になるかと思うんですが、三つ目のところは、これに類するほかの事例が発生しておりますか。きょう平成23年ですから、平成17年以降というんか、この間、まあ言うたらここからさかのぼって二、三年のうちに事例があるのでしょうか、それだけです。ほかの。

○議長（岡田初雄君） 水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君） 前のことは余り私はあれしておりませんのでわかりませんが、記憶によりますと、平成16年に山崎町野地区で下水道推進工事をしております。そのときに薬液注入をしまして隣接の家屋に少し損害を与えたということで、ちょっと金額は200万円何がしだったと思います。そのときに補償をしております。

これからのことにつきましてはもう1件あります。平成16年度の工事であります。

山崎町中広瀬の地域におきまして、狭い道路、狭い里道で下水道工事をしております。そのところで少し家屋に損害を与えております。しかし、まだ結果が出ておりません。和解に至っておりません。今、綿密に交渉中であります。なかなか家屋の被害ということで、申し出がありますけれど、なかなかこちらと相手方の相違点があります。やはり私とここで調べる限りは、ある程度被害を与えた方に対しましては最大のことを思っておるんですけど、やはり影響の範囲しか見られないというところで少し相違点があります。その点で少しおくらせております。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。

今、聞いておりますと、工事が終了してから7年が経過して、やっと損害賠償の和解が成立したということなんですけども、一つは工事をされてすぐに今回損害賠償を請求されている方のお宅にそういうふうな被害が生じて、それでその方の家はそれに伴って改修工事を自己負担でされて、それで今回こういうふうな金額の支払いになったのか、それとも工事が終了して一定期間経過した後でそういうふうな民家に被害が及んだというふうなことでこういうふうな長い期間がかかったのか、そのあたりの経過を時系列的にきちっとまとめた資料を提出していただけたら大変わかりやすいんじゃないかなと思います。それが1点です。

それと、ここには本件事故により生じた家屋等の修復に係る費用を賠償するものとするというふうに書いてあるんですけども、先ほど言いましたように、この101万2,000円については家屋を修復した工事費用について、その被害を受けた方が一たんもう支払い済みで、その分を賠償するというふうなものだけなのか、それとも慰謝料的な部分も含んでおるのか、そのあたりはどういうふうになっておるのか、説明していただければと思います。

○議長（岡田初雄君） 水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君） この公共下水道工事に係る損害賠償についての経緯につきましては、産業建設常任委員会に付託になりますと、そのところで詳しい資料を提出したいと思っております。

費用のところにつきましては、この平成15年度の工事で平成16年の5月ないし6月ぐらいに被害を与えております。この中身といたしましては、市長が申されましたところであります。それで、その費用につきましては、請負業者がその当時に修復をしております。今度の費用はそのところ、まあ言うたら当事者と市との見解の相違がありました。当時は修理し、了承済みであったというところと、それから相手方によりますと、まだ応急修理であり、未修理であるというところであります。それで、今回はその修理額だけ積算いたしまして、支払うところあります。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 委員会付託されますので、その経緯については資料をこしらえてるということやったんですけど、その額についても先ほど業者から修復というふうに言われたので、その業者が修復されたのはどういう箇所ですとどれぐらいかかって、その見解の相違というふうなことが具体的にどういうことでこういう101万2,000円という金額が出てきたのか。そのあたりの納得できる資料をぜひ委員会のほうへ提出していただいて、説明を願いたいと思います。よろしいですか。

○議長（岡田初雄君） 水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君） その点につきましては、資料を作成しておりますので、また委員会に提出したいと思っております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第52号議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第52号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

委員会審査のため、暫時休憩をいたします。

午前 9時44分休憩

---

午前10時26分再開

○議長（岡田初雄君） 再開前に御報告を申し上げます。

1番、岸本義明議員から早退届が出ておりますので、御報告を申し上げます。

休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま産業建設常任委員長から、付託しておりました第52号議案の審査が終了したとの報告がありました。

お諮りします。

第52号議案を日程に追加し、追加日程第1号として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第52号議案を日程に追加し、追加日程第1号とすることに決定しました。

追加日程第1 第52号議案

○議長（岡田初雄君） 追加日程第1、第52号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、小林健志議員。

○産業建設常任委員長（小林健志君） 第52号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について。

本日、審査付託のありました第52号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定については、第13回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により、御報告申し上げます。

所管の水道部職員の出席を求め、説明を受けまして、慎重に審査をいたしました。内容としましては、平成15年に市が実施した公共下水道工事に起因した民家のブロック塀や犬走り等の損害を修復するための費用を民家の所有者に支払い、和解しようとするものであります。

委員から、この補償については確約書があるとのことではありますが、こういう種類の書類は永久保存なり保管を十分配慮していただきたいという意見がありました。

審査の結果、第52号議案は、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、



御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） 委員長にお尋ねをいたしますが、先ほどの報告で、和解、あるいは確約書の保管ということに相成っておるといふふうにお聞きしました。私がお尋ねいたしたいのは、冒頭の質疑で少しお尋ねしました工事業者及びその設計者前後の、要は実際に工事をされたところの責任範囲と発注主の市当局とのそういう責任割合その他の内容についての協議はありましたでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

産業建設常任委員長、16番、小林健志議員。

○産業建設常任委員長（小林健志君） 説明がありましたのには、下宇原地区はかなり地盤が緩いと言いますか、土地が固まっていないということで、堀方をする際に注液と言いますか、注入をして地盤を固めてから行ったわけでございます。業者側といたしましては設計どおり、そして保証期間といたしましては2年間ということで、設計どおり行っていただいたという報告でございます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） ほかにありますか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 委員会に提出されておる資料を見せていただいたんですけど、その中で7年以上経過してから申し出に対応されとるということに対して、何で7年も経過したんかということについて、朝田氏の要望についてということを書いてありますけれども、これについては市のほうで確認、協議あるものと理解していたが、何の連絡もないので、今回申し出をしたというふうに書かれております。

それと、工事の施工に対して、四、五年、4年から5年後、先、下水道工事によるものであると役場が認めた場合、補償すると確約書を入れてほしいとの申し出があって、下水道課として確約書を入れ、施工したというふうに書かれておりますが、その確約書が破棄されたか紛失しているというふうなことが書いてあるんですけども、下水道課として確約書を入れたということで、下水道課の確約書自体がなくなっているというふうなことでいいんですか。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長、16番、小林健志議員。

○産業建設常任委員長（小林健志君） そうということです。委員会のほうからも指摘をいたしまして、なぜその確約書がなくなったんかというふうな意見も出ました。異動がございまして、かなりしっかり探したんですけども、紛失をしているということです。相手方はその確約書を持っておられまして、できればコピーをとって写させてくれというふうな意見も出たようですが、いや、それは渡せないということだそうでございます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） この間のいろいろな行政上の不祥事等も含めて、異動があって紛失した、なくなったというふうなことは基本的には理由になりません。それで、もしそういうふうな確約書があって、ここに書いてあるように、建物の基礎と犬走りの間隔等を記録した書類というふうなものがあるって、その当時と今現在と、的確にこちら、下水道課がきちっと保管しておいたら、もしかするとその賠償責任ということとはなくならないにしても、その賠償額なりそういう部分について一定軽減できたという可能性もあるかと思うんですよね。そういうことから言うと、今回そういう重要な文書が紛失したことも含めて、やっぱり当局の責任というのは発生してくるのかなと思うんですけども、そこら辺の追求やとか、当局の考えは示されませんでしたか。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長、16番、小林健志議員。

○産業建設常任委員長（小林健志君） 委員会の席でも、そのことにつきましては指摘をさせていただきました。今後よく気をつけていただくように、できるだけそういうものにつきましては、期限がありましても、それ以上に残していただくようにということで、お話をしたところでございます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論がないようであります。討論なしと認めます。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第52号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第52号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（岡田初雄君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

今期臨時会に付託されました案件はすべて議了いたしましたので、閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、第44回宍粟市議会臨時会は、これをもって閉会といたします。

御苦労さまでございました。

（午前10時36分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 岡 田 初 雄

宍粟市議会議員 東 豊 俊

宍粟市議会議員 福 嶋 齊